

令和3年度

神奈川県予算に対する要望

令和2年12月

横浜市

日頃より、横浜市政の推進にあたり格別のご高配、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。今年度は、7月に横浜市として、9月には県内3指定都市として、新型コロナウイルス感染症対策について要望いたしました。このたび、令和3年度予算編成に向けた横浜市としての要望を取りまとめましたので、改めてご検討をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策では、「神奈川モデル」の構築はもとより、高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化などによる医療提供体制の維持・確保、そして感染拡大防止にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

横浜市は、「感染症対策の強化」と「経済再生の実現」に向け、既に3回にわたり、6,000億円を超える「暮らし・経済対策」を進めてきました。

コロナ禍において、県民・市民の皆様様の命と暮らしをしっかりとお守りしていくためには、国・県・市でより強固に連携・協力していくことが、大変重要です。

昨年度の台風第15号、第19号での甚大な被害をはじめ、自然災害が激甚化する中、県民・市民の皆様様の安全・安心への関心も一層高まっています。今後も、防災・減災対策や都市基盤整備に対する県・市の連携を一層強化し、災害に強い都市を構築していく必要があります。市民の皆様様にしっかりと寄り添い、迅速に対策を講じていくためには、県から市への権限移譲の早期実現が欠かせません。

また、少子化の進展や多様化する子育てニーズに対応していくためには、引き続き、保育所の整備や預かり保育への支援による待機児童対策を進めるほか、特別支援学校の受け入れ体制の強化が必要です。2025年問題を見据えた医療・介護の提供体制強化も大きな課題です。

国際園芸博覧会については、いよいよ令和3年度に博覧会の開催組織となる法人が設立され、2027年の開催を目指した準備が本格化します。県・市の魅力を広く発信する絶好の機会であり、県内への経済効果も大いに見込まれる事業です。県と一緒に、成功に向けて力を尽くしてまいります。

これらの取組には、いずれも県・市の連携・協力が不可欠です。この要望書では、将来にわたり、県政・市政のさらなる発展に協調して取り組めるよう、現行制度に関する要望事項や、県・市の役割について、これまでの経緯も踏まえて取りまとめしています。

県財政が大変厳しい状況にあることは承知しておりますが、趣旨をご賢察いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年12月

横浜市長 林 文子

目 次

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に対する支援と連携強化【新規】 …… 2

2 制度の充実や改善に関する要望

- (1) 県市間の更なる権限移譲等の推進による市民生活の向上 …… 4
- (2) 小児医療費助成の県助成対象の学齢期への拡大 …… 6
- (3) 政令市と他の市町村との補助較差是正 …… 7
- ・ 重度障害者医療費助成事業
 - ・ 小児医療費助成事業
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

3 事業の推進にかかる要望

- (1) 国際園芸博覧会の横浜開催支援 …… 8
- (2) 法人二税に関する超過課税の市事業への配分の拡充等【新規】 …… 9
- (3) 幼稚園における人材確保への支援【新規】 …… 11
- (4) 特別支援学校の受け入れ体制等の構築【新規】 …… 12
- (5) 県施行の河川改修事業 …… 13
- (6) 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業 …… 14
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業
 - ・ 都市基盤河川改修事業
 - ・ 市街地再開発事業
 - ・ 神奈川東部方面線整備事業
 - ・ 地域防犯カメラ設置補助事業
- (7) 消防ヘリコプター・消防艇広域連携促進事業 …… 15
- (8) 医療・介護の提供体制の充実【一部新規】 …… 16
- (9) 観光施策の推進への支援【一部新規】 …… 20

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する支援と連携強化

健康医療局

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保
- 2 医療機関に対する経営支援

【提案の背景・必要性】

- ・新型コロナウイルス感染症から市民のくらしを守るため、感染防止に配慮した医療・福祉サービスの提供体制の確保、PCR検査等の戦略的・計画的な体制構築や相談体制を含めた保健所機能の強化などが求められています。しかし、これらの取組は一自治体の努力のみで為し得ることは難しく、引き続き、国・県・市が一体で取り組む必要があります。
- ・今年度、国は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を創設し、自治体等に対する財政支援を行っています。しかし、感染対策が長期化している状況下、継続した財政支援が必要です。来年度も自治体の判断で機動的かつ実効性のある対策が可能となるよう、臨時交付金制度の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などが必要です。また、包括支援交付金については、対象事業の拡充や交付決定額の範囲内で予算の組替えや執行を認めるなど、地域の実情に応じ柔軟に幅広く活用できるようにすることが必要です。
- ・また、新型コロナウイルス感染症患者や感染を疑う患者を受け入れている医療機関は、感染症対策にあたり、多くの人的・物的資源を投入しており、診療報酬の改定等による支援が行われているものの、全体像が見えず、経営の見通しが立っていません。また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない医療機関においても、入院・外来患者の減少等による経営的な影響は少なくありません。

つきましては、以下の事項について要望します。

- (1) 臨時交付金及び包括支援交付金について、今年度実施している感染拡大防止や医療提供体制確保等に係る更なる財源措置、並びに令和3年度における交付金の継続・対象事業の拡充等を国に対し要望しています。県におかれましても、市町村の実情をご理解いただき、要望等ご支援をいただくようお願いいたします。また、県が実施する市町村への支援について、その内容を事前に協議、調整しながら策定するようお願いいたします。
- (2) 地域の医療提供体制を維持していくためにも、国に対して医療機関への経営支援を要望して頂くようお願いいたします。

【参考】

■神奈川県内の医療機関の経営状況
 医業収益率（対前年同月比）

	4月	5月	6月
コロナ受入病院	△15.6%	△16.6%	△8.6%
コロナ未受入病院	△9.6%	△13.3%	△7.1%
全体	△13.4%	△15.4%	△8.0%

※ 新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査（2020年度第1四半期）
 一般社団法人 日本病院会、公益社団法人 全日本病院協会、一般社団法人 日本医療法人会

■陽性患者の発生状況と医療提供体制

陽性患者の発生状況（公表日別）



患者の状況（12月10日時点）

入院中					入院中計
重症	中等症	軽症	無症状	調査中	
24	53	237	37	18	369

確保病床

- ・重症・中等症用病床※を 500 床確保
 （※人工呼吸器 303 台、ECMO32 台を保有（厚生労働省集計値））
- ・横浜市宿泊療養施設を 200 床確保

■横浜市の新型コロナウイルス感染症 暮らし・経済対策（4月28日・6月12日・8月24日公表）

<p>新型コロナウイルス感染症 暮らし・経済対策 (令和2年4月28日)</p> <p>過去最大となる 5,743億円の補正予算(案) (事業規模 7,694億円)</p> <p>1. 市民と医療を守る 感染拡大防止策と医療提供体制の整備</p> <p>2. 375万市民の暮らしを守る 市民生活の支援</p> <p>3. 横浜の活力を守る 企業・事業活動の支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症 暮らし・経済対策 (令和2年6月)</p> <p>187億円の補正予算</p> <p>3つの柱</p> <p>1. 市民と医療を守る 第2波・第3波に備えた万全な医療提供体制の確保</p> <p>2. 横浜経済と市民生活を守る 景気回復に向けた経済対策と厳しい状況にある市民・団体・事業者の支援</p> <p>3. 新たな日常に取り組む 『新しい生活様式』への対応と学校の再開を支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症 暮らし・経済対策 (令和2年8月)</p> <p>169億円の補正予算</p> <p>3つの柱</p> <p>1. 市民と医療を守る 感染拡大防止策と万全な医療提供体制の確保</p> <p>2. 横浜経済と市民生活を守る 経済再生に向けた企業活動の支援や雇用対策等困難な状況にある方々への支援</p> <p>3. 新たな日常に取り組む 学校・地域・行政におけるデジタル化等の推進</p>
--	--	--

提案の担当／

健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長
 医療局医療政策部医療政策課長

大津 豪 TEL045-671-2445
 山本 憲司 TEL045-671-2438

県市間の更なる権限移譲等の推進による市民生活の向上

政策局、県警本部

市民生活に直結する分野を中心とした、更なる権限移譲等の推進

【提案の背景・必要性】

- ・人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行など、社会環境は大きく変化しており、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、二重行政を解消し、より効率的・効果的に行政サービスを提供していくことが必要です。
- ・第30次地方制度調査会答申でも、「大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のためには、二重行政の解消を図ることが必要」とされています。
- ・こうした中、令和2年11月に開催された、「横浜市神奈川県調整会議」では、急傾斜地崩壊対策事業の移譲について、協議を進めていくことを確認しました。また、コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の事務・権限については、一層の連携強化を図るとともに、権限移譲を前提に、協議を進めることに合意しました。
- ・こうした取組を積極的に進めることで、県民・市民の皆様への行政サービスの更なる向上につなげていきたいと考えています。
- ・つきましては、調整会議で議論した、**急傾斜地崩壊対策事業やコンビナート地域における高圧ガスの製造等許可に加え、河川管理、私立幼稚園の認可など、市民生活に直結する分野の事務権限の移譲**を要望します。また、**権限移譲にあたっては、事務処理の円滑な実施のため、必要な財源措置を講じることを**要望します。
- ・また、現在、運転免許証の更新手続において、横浜市民は、初回更新者と違反運転者の窓口が運転免許センターに限定されています。市民以外の県民の皆様は、住所地の管轄署で全ての更新手続が可能であり、市内に運転免許センターがあるものの、県下の他市町村と窓口サービスや利便性に差が生じています。
- ・つきましては、**運転免許センターまで所要時間を要する青葉区や栄区については県内他市町村と同様に住所地の管轄署で運転免許証更新手続ができるよう窓口の拡大を試行するなど、窓口サービス及び利便性の向上に引き続き取り組むよう**要望します。

【次頁あり】

【参考1】 <県から市に移譲されていない主な事務権限>

- 子育て支援分野
私立幼稚園の設置認可権限 など
- 都市計画・土木分野
急傾斜地崩壊危険区域の指定権限、一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、
都市計画事業の認可権限 など
- 福祉・保健・衛生分野
医療計画の策定権限 など
- 安全・市民生活分野
高压ガスの製造等の許可等権限
（コンビナート地域に所在する事業所に係る）、
液化石油ガス充てん設備の許可等権限 など

【参考2】 運転免許センター以外で更新手続きができる警察署

更新時の講習による区分	横浜市民	横浜市民以外の神奈川県民
優良運転者	住所地の管轄署 ※1	住所地の管轄署 ※2
一般運転者	住所地の管轄署 ※3	住所地の管轄署 ※3
違反運転者	手続き不可	住所地の管轄署 ※3
初回更新者	手続き不可	住所地の管轄署 ※3

※1 後日交付

※2 後日交付。即日交付警察署では即日交付

※3 別日指定の講習受講後に交付

小児医療費助成の県助成対象の学齢期への拡大

福祉子どもみらい局

県の通院助成の対象を未就学児から学齢期までに引き上げ

【提案の背景・必要性】

- ・ 子育て世代の支援は、将来にわたって、活力ある社会をつくっていくために、国・地方を問わず、重要な施策となっています。近年、特に制度の充実が求められている施策が小児医療費助成です。
- ・ 本市では、市民からの強い要望を受け、平成 29 年 4 月から小学校 6 年生まで対象を広げ、平成 31 年 4 月からは、中学校 3 年生まで助成を拡大しました。さらに、令和 3 年 4 月からは、2 歳児までの所得制限を撤廃します。
- ・ **県下全ての自治体で学齢期の児童を対象とした通院助成を実施**している状況を踏まえ、安心して子どもが受診できる制度を確保することは、県民全体の強い要望であるといえます。
- ・ また、**政令市が存する 15 道府県のうち 6 府県においては学齢期を対象とした通院助成制度を有しています。**
- ・ つきましては、現在、**未就学児までを対象としている県の通院助成について、県及び県下市町村が、制度面・財政面で互いに連携しあって、県民の子育て支援をすすめていくという観点から、学齢期まで対象を広げることを要望**します。
- ・ また、本制度が全国的に実施されている状況であれば、統一した制度を実現すべきであり、本市では、これまでも九都県市首脳会議や指定都市市長会など、様々な機会を通じて制度の統一などを国に要望しています。
- ・ そこで、**国に対する統一的な制度の実現要望など、連携・協力の強化**をお願いします。

【県と市の小児医療費助成の状況】

	通院助成	入院助成	R2 年度予算額
県	就学前まで	中学卒業まで	3,876 百万円
本市	中学卒業まで	中学卒業まで	9,535 百万円 (うち県補助金 1,678 百万円)

※小 6 まで県補助が拡大された場合
(県補助金 2,777 百万円)

《参考》通院助成制度の状況

○**県下市町村** ※R2 年 7 月時点

- ・ 高校卒業まで：1 町
- ・ 中学校卒業まで：29 市町村
- ・ 小学校 6 年生まで：2 市町
- ・ 未就学児まで：なし

○**政令市が存する道府県** ※R2 年 7 月時点

- ・ 高校卒業まで：1 県
- ・ 中学校卒業まで：2 府県
- ・ 小学校 6 年生まで：2 県
- ・ 小学校 3 年生まで：1 県
- ・ 未就学児まで：9 県 (3 歳まで 1 県)

政令市と他の市町村との補助較差是正

総務局・福祉子どもみらい局

政令市と他の市町村との補助較差是正について

【提案の背景・必要性】

- ・ 県の社会保障関係補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに較差を設けているものがあります。
- ・ 本市においても、超高齢社会が進展する中、社会保障施策の伸びは、一般財源の伸びを上回っており、財源確保が急務となっています。また、税負担の根幹である“受益と負担”という観点からすると、横浜市民として、他の市町村に在住している方々と同様に県民税を負担しているにもかかわらず、政令市に在住しているというだけをもって補助較差が設けられているという現状には、理解が得られるものではありません。
- ・ **他の市町村の住民と同様に県民税を負担している市民の理解と納得が得られるよう、これらの事業について、他の市町村との補助較差を撤廃することを強く要望します。**

(1) 重度障害者医療費助成事業	
①政令市・中核市	1/3 (平成16年度から)
②その他市町村	1/2 (平成16年度から)
※昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度以降は政令市とその他市町村の補助較差が設定されています。	
(2) 小児医療費助成事業	
①政令市	1/4
②その他市町村	1/3
※平成14年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成15年度から補助較差が設定されています。	
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業	
①政令市・中核市	1/3 (平成18年度から)
②その他市町村	1/2
※平成15年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成16年度から補助較差が設定されています。	
(4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	
①政令市	対象外
②中核市	1/3
③その他市町村	1/2
※平成7年度から当事業を実施していますが、平成9年度の県補助制度開始以来、補助対象外とされています。市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっています。 (令和2年8月31日現在) 在日外国人高齢者福祉給付金 支給対象者 23名、在日外国人障害者福祉給付金 支給対象者 11名	

提案の担当／健康福祉局生活福祉部医療援助課長	佐藤 修一	TEL 045-671-3694
健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長	佐藤 泰輔	TEL 045-671-2355
健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長	渡辺 文夫	TEL 045-671-4130

国際園芸博覧会の横浜開催支援

政策局、環境農政局、県土整備局

国際園芸博覧会の開催に向けた協力と財源措置

【提案の背景・必要性】

- ・本市では、旭区・瀬谷区にまたがる旧上瀬谷通信施設での都市基盤整備の促進、国内外の先導的なまちづくり等に寄与するため、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を推進しています。
- ・今年 11 月に設立された「2027 国際園芸博覧会推進委員会」において、県知事及び県議会議長に、それぞれ、顧問及び委員にご就任をいただきました。またこれに先立ち 1 月には、神奈川県庁内において「国際園芸博覧会検討会議」を設置していただいております。
- ・国際園芸博覧会は、県内の観光産業及び花き産業の振興といった新たな経済の活性化や、地域間の交流を支える交通ネットワークの形成、次世代に向けた持続的な環境創出に貢献します。さらに、子どもたちに感動を与え、未来に向けた創造的な提案の発信にもつながります。
- ・開催による経済波及効果は、全国で 9,440 億円～9,700 億円、神奈川県内で 8,540 億円～8,830 億円と試算しており、県内への波及効果も大いに見込まれます。
- ・そこで、**2027 年国際園芸博覧会の横浜開催を成功に導くためには、県のいっそうの協力が不可欠であり、令和 3 年度に設立予定である国際園芸博覧会の開催組織に対する人的措置を講じていただくとともに、今後必要となる会場建設費の確保に向けた検討を要望します。**

【参考 1】国際園芸博覧会開催概要

メインテーマ：幸せを創る明日の風景 Scenery of The Future for Happiness
開催場所：横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区
開催期間：2027（令和 9 年）年 3 月～9 月 来場者数：1,500 万人以上（見込み）

【参考 2】2027 国際園芸博覧会推進委員会の概要

事業内容：博覧会の開催組織となる法人の設立準備、広報 PR・機運醸成、国際園芸家協会（AIPH）への対応等
役員：10 名（会長：日本経済団体連合会会長） 委員：28 名

【参考 3】令和 3 年度実施概要

博覧会の開催組織となる法人の設立のほか、会場計画、事業展開及び輸送アクセス等の調査・検討や広報 PR・機運醸成等を実施

法人二税に関する超過課税の市事業への配分の拡充等

政策局、環境農政局、県土整備局

法人県民税及び法人事業税に関する超過課税の、防災・減災及び広域的交通ネットワーク整備に係る市事業への配分拡充等

【提案の背景・必要性】

- ・県におかれては、厳しい財政状況にあっても取り組むべき喫緊の行政課題に着実、かつスピーディーに対応するため、令和2年第3回神奈川県議会定例会において、法人県民税及び法人事業税の超過課税措置適用期間を延長し、「災害に強い県土づくりの推進」、「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に活用するとされています。また、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響にかかる経済対策の推進」に向けた県事業の財源としても活用するとされています。
- ・こうした中、本市においても、巨大地震による被害の大幅な軽減に向け、「横浜市地震防災戦略」を策定し、建物倒壊や火災による被害防止等の施策・事業を進めるとともに、近年、激甚化している風水害による被害を最小限に抑えるため、総合的ながけ地対策や水害対策を強化しているところです。
- ・また、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力強化や、災害時の代替路確保、幹線道路の渋滞緩和など、広域的道路交通ネットワークを強化するため、県土軸にも資する、横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備を推進しています。
- ・さらに、県超過課税につきましては、本市に立地する法人が超過課税収入全体の約5割を負担していますが、一方で本市への還元額はこれを大きく下回っており「受益と負担」の適正化の観点から課題があります。
- ・つきましては、**本市域内の県超過課税の税収額や、本市が取り組む事業内容、過年度の超過課税収入の本市への配分実績を踏まえ、所要額の適切な配分など、市域への十分な還元を**していただけるよう要望します。

【裏面あり】

【参考】

【県超過課税収入額と本市に立地する法人の負担額】 (単位：億円、%)

県超過課税収入		横浜市	
		税収額※	シェア
H29	218	93	42.8
H30	226	104	46.0
R元	211	99	46.9

※ 本市税収額は、県全体の超過課税収入額（県公表値）に占める本市相当額（県公表値）の割合からの推計値

【過年度の県超過課税収入の本市配分実績】

H23～H27

- 政令市道路整備臨時補助金 5か年で約20億円の配分（4億円/年）
- ◇本市域内での県施行事業費 5か年計画値 約113.6億円
 （本市域内で実施される道路等社会基盤整備に係る県の法定負担分（首都高出資金等））

H28～R2

- 市町村地域防災力強化事業費補助金 5か年で約11.6億円（2.3億円/年）
 活用例：災害対策備蓄や消防団力強化（器具置場建設、可搬式小型動力ポンプ購入等）
- 沿道建物耐震化支援事業費補助金 5か年で約2.2億円（0.4億円/年）
 活用例：特定建築物の耐震診断・改修補助、マンション耐震化補助等
- 政令市道路整備臨時補助金 5か年で10億円（2億円/年）

【県超過課税活用事業】

県超過課税収入の活用項目	本市での活用事業 《主な事業》	(単位：百万円)	
		R2 事業費	うち市費
災害に強い県土づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難対策事業 ・災害対策備蓄事業 ・区庁舎設備改修事業 ・がけ地防災対策事業 ・木造住宅・マンション耐震事業 ・消防団費 ・器具置場建設費 ・可搬式小型動力ポンプ購入 ・消防車両購入費 ・航空隊運営費 ・特定建築物耐震診断・改修促進事業 	3,201	2,248
県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路特別整備費 ・道路費負担金 ・横浜環状北西線整備事業 (※ H28～R01 まで充当) 	11,494	9,710
合計		14,695	11,958

提案の担当 / 財政局財政部財政課長	白木 健介	TEL 045-671-2212
建築局企画部建築防災課長	加藤 暢一	TEL 045-671-3592
道路局計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL 045-671-2937
消防局総務部総務課長	稲村 宣泰	TEL 045-334-6511

幼稚園における人材確保への支援

福祉子どもみらい局

県市が連携して行う待機児童対策における幼稚園の人材確保事業の推進

【提案の背景・必要性】

- 本市においては、保育が必要な子どもが増加を続ける中で、保育所等の整備を進める一方、幼稚園・認定こども園における長時間保育についても待機児童対策の大きな柱として推進しています。しかし、昨年実施した調査では、担い手となる幼稚園教諭等の退職・休職に対する充足率が年々低下しています。
- こうした状況に対応するため、令和2年度から本市独自に「長時間の預かり保育を実施している幼稚園に対する住居手当補助事業^{※1}」を実施していますが、国の補助事業である保育所等への「宿舍借り上げ支援事業^{※2}」と比較すると補助額は低くなっています。幼稚園等の長時間保育は、年間9,600人の園児が利用するなど待機児童対策に貢献しているにもかかわらず、保育を担う幼稚園教諭等の採用について十分な支援には至っておりません。
- 県と本市は、待機児童対策として、保育士・保育所支援センターを共同で運用するなど、これまで連携して取り組んできました。高まり続ける保育需要に対応するため、預かり保育に携わる幼稚園教諭等の人材確保についても、共通の課題として県市が連携して取り組むことが重要です。
- つきましては、**住居手当補助の充実も含め、幼稚園を所管する県による幼稚園に対する人材確保に向けた支援**を要望します。

【参考1】本市の幼稚園・保育所等の人材確保支援事業の概要

	※1 幼稚園教諭等住居手当補助事業	※2 保育士宿舍借り上げ支援事業
補助対象経費	私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を実施している幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当	保育所等が保育士用の宿舍を借り上げる費用のうち賃借料・共益費（管理費）
補助基準額	上限40,000円/月 (市1/2、幼稚園1/2)	上限82,000円/月 (国1/2、市1/4、保育所等1/4)

【参考2】本市の幼稚園等の預かり保育の状況



【参考3】預かり保育実施園の退職・休職に対する充足率の推移



特別支援学校の受け入れ体制等の構築

教育委員会教育局

県立特別支援学校全体での受け入れ体制等の構築

【提案の背景・必要性】

- ・ 義務教育人口が減少傾向にある一方で、本市においては、特別支援学校への就学を必要とする児童生徒が増加し、県立・市立ともに、特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。
- ・ 特に知的障害児においては、新就学児の増加及び市立中学校個別支援学級の卒業生の増加等による特別支援学校の受け入れ先の不足が課題となっており、鶴見区や神奈川区、港北区などの市北東部エリアにおいて顕著となっています。
- ・ 国においては「特別支援学校における教室不足の解消について（令和2年1月31日付通知）」で、学校設置者（県教育委員会）に対し、今後受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行うとともに、教室不足解消のための計画を策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進することとされています。併せて、国が学校設置者の取組を支援するための財政支援を強化していること、学校設置者の集中取組計画を令和2年度末までのできるだけ早い時期までに策定することも示されています。
- ・ 県におかれましては、令和2年3月に取りまとめられた『神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会』の報告書において、各市町村との連携のもと、特別支援学校を適切に配置していくことが必要であるとの報告がされており、本市と共通の認識であると考えております。
- ・ そこで、**障害児、特に知的障害児の受入れが円滑に進むよう、集中取組計画の策定に向けて県市の連携体制を一層強化するとともに、既存の特特別支援学校の増改築も含め、特別支援学校の受け入れ体制等の構築について強力で推進していただくことを要望いたします。**

市内特別支援学校（知的障害）に在籍する児童生徒数の推移（市内在住者のみ）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市立特別支援学校	724	758	776	769	781	784	790	792
県立支援学校	1,340	1,405	1,411	1,400	1,396	1,422	1,422	1,429
合計	2,064	2,163	2,187	2,169	2,177	2,206	2,212	2,221

提案の担当／教育委員会事務局学校企画部特別支援教育課長 高木 美岐 TEL 045-671-3956
特別支援教育相談課長 畠山 重徳 TEL 045-333-1454

県施行の河川改修事業

県土整備局

県施行による河川改修事業の推進等（今井川、舞岡川、帷子川、境川、柏尾川、大岡川、鶴見川、恩田川、侍従川）

【提案の背景・必要性】

- ・ 全国で水害が激甚化、頻発化しており、特に都市部においては、ひとたび河川の氾濫等が発生すると、生命・財産に甚大な被害をもたらし、都市機能を大きく阻害することになります。そのため、県民・市民を守るためには、県施行河川における取組が必要不可欠です。
- ・ つきましては、**県施行河川の改修促進を要望します。**

対象河川	要望内容
今井川、舞岡川	河川法 16 条の 3 により、ポンプ排水型遊水地を本市で整備していますが、特に、平成 15 年度に完成した今井川地下調節池は、整備から長期間が経過しています。これらの施設は、計画的に機器の保全更新等を行う必要があるため、長寿命化事業により国費を導入しながら、進めていく必要があると考えています。ついては、神奈川県による早期の長寿命化計画の策定及び、事業実施を要望します。
帷子川	交通の結節点である下流部では、平成 16 年の台風 22 号・23 号において横浜駅周辺で甚大な浸水被害が発生し、平成 26 年の台風 18 号でも河川の避難判断水位を超え、溢水寸前でした。災害を再度発生させないため、河口部の狭さく部をはじめとした未整備区間の河川改修の促進を要望します。
境川、柏尾川	境川流域における治水安全度向上のため、神奈川県水防災戦略で掲げる境川における相鉄橋梁架替や柏尾川における新規遊水地の早期整備を要望します。また、境川は藤沢市藤沢橋周辺がボトルネックとなっており、当該箇所の流れ能力向上を図ることで、上流域の河川改修が可能となるため、早期の事業実施を要望します。
大岡川	大岡川分水路から天谷橋の県管理区間は、河川改修が未完了な区間があるため、上流の準用河川大岡川の河川改修に取り組むことができません。2 級河川大岡川の河道整備の早期着手を要望します。
鶴見川、恩田川 侍従川	河川改修や遊水地整備による治水対策の促進を要望します。

提案の担当／道路局河川部河川企画課長

道路局河川部河川事業課長

都市整備局都心再生部都心再生課担当課長

樽川 正弘 TEL 045-671-2818

米寿 満芳 TEL 045-671-3981

石井 高幸 TEL 045-671-3961

防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業

県土整備局、くらし安全防災局

県と市で連携して、防災・減災の取組、都市基盤整備や防犯対策等が進められるよう、急傾斜地崩壊対策事業、市街地再開発事業や地域防犯カメラ設置補助事業等を推進

【提案の背景・必要性】

- ・以下の事業については、これまでも県と市が協調して予算を確保し、事業を進めているところです。
- ・県の「地域防犯カメラ設置事業」は、段階的に縮小し、令和4年度を最終年度とする方針が示されていますが、重大事件が相次いでいることや自治会町内会等のニーズが依然として大きいこと、さらなる防犯力向上のために**令和2年度と同額の上限15万円を維持**することを要望します。
- ・**令和3年度も引き続き、県市協調で円滑に事業が進められるよう**要望します。

(要望事業)	県予算要望額 (百万円)	うち県負担額 (百万円)	県所管局	説明
①急傾斜地崩壊対策事業 (建築局)	1,010	808	県土整備局	急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事にかかる事業費の確保。 (R2年4月1日現在) 工事中：19か所、未着工：14か所
②都市基盤河川改修事業 (道路局)	3,339	1,113		本市が施行する河川改修及び大規模な用地取得に対する補助金の確保。 帷子川、今井川、阿久和川など 5河川
③市街地再開発事業 (都市整備局)	886	443		民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の確保。 ①瀬谷駅南口第1地区 ②新綱島駅前地区 ③中山駅南口地区
④神奈川東部方面線整備 事業 (都市整備局)	4,070	4,070		神奈川東部方面線整備にかかる事業者への事業費の確保。
⑤地域防犯カメラ設置補助 事業 (市民局) 【県内3指定都市共通要望項目】	27	15	くらし安全 防災局	県内外で子どもが殺傷される重大事件が発生している状況等を踏まえ、さらなる防犯力向上を図るため、市内の自治会町内会・商店会に交付する防犯カメラ設置にかかる補助金の確保及び令和3年度の補助制度の継続(3年度：250台分) ※補助上限額(1台あたり) H28～R2：15万円、R3：8万円、R4：4万円

提案の担当／①建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長	成田 充	TEL 045-671-2959
②道路局河川部河川事業課長	米多 満芳	TEL 045-671-3981
③都市整備局市街地整備部市街地整備調整課長	中里 浩一郎	TEL 045-671-2710
都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長	飯島 徹	TEL 045-671-3849
都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所長	中村 俊輔	TEL 045-531-9604
④都市整備局都市交通部鉄道事業推進担当課長	六渡 淳一	TEL 045-671-2716
⑤市民局市民協働推進部地域防犯支援課長	坪井 豊	TEL 045-671-2601

消防ヘリコプター・消防艇広域連携促進事業

くらし安全防災局

神奈川県下の大規模災害等に対応するため、広域応援に必要とされる消防ヘリコプター・消防艇の維持管理・運営及び更新に係る経費に対する県予算の確保（継続及び拡充）

【提案の背景・必要性】

- ・現在、県下の航空及び港湾消防体制は、本市と川崎市が担っており、神奈川県下消防相互応援協定に基づき、県内市町村の要請に応じて活動し、市域外での応援活動で大きな実績を上げています。
- ・特に、昨年台風15号、19号のように、近年激甚化している自然災害においては、消防ヘリコプターの高速性・機動性は、孤立した地域での情報収集や救助活動等に必要不可欠となっています。
- ・消防ヘリコプターについては、平成28年度から、市町村地域防災力強化事業費補助金が交付されていますが、**現状の補助制度では、機体整備に係る経費さえも十分にまかなえていない状況**です。
- ・また、安全性の向上を図るため、運航責任者等の配置や二人操縦士体制、教育訓練の実施等が規定されておりますが、これら安全運航の確保に不可欠な教育訓練経費や人件費等は補助対象外となっています。
- ・さらに、県内沿岸付近の災害に広域応援部隊として活動する消防艇については、令和2年度から3年度にかけて実施する更新経費は補助対象となっていますが、維持管理・運営費は補助対象外となっています。
- ・つきましては、**消防ヘリコプター・消防艇の維持管理・運営及び更新に係る経費に対して、応分の負担措置**を要望します。

- ① 消防ヘリコプター維持管理事業（整備費、空港管理費、人件費、燃料費、教育訓練費等全般）
令和3年度事業費：588百万円（県費要望額：162百万円※）
※ 令和2年度県補助金上限額：30百万円（市町村地域防災力強化事業費補助金）
- ② 消防艇維持管理事業（法定検査等）
消防艇維持管理費：95百万円（県費要望額：12百万円）
- ③ 消防艇まもり更新事業（更新に向けた建造等）
令和3年度消防艇まもり更新費：561百万円（県費要望額：29百万円※）
※ 令和2年度県補助金見込み額：31百万円（市町村地域防災力強化事業費補助金）

提案の担当 / 消防局横浜ヘリポート航空科長
消防局総務部施設課長

櫻井 清二 TEL 045-784-0119
堀田 廣公 TEL 045-334-6571

医療・介護の提供体制の充実

健康医療局、福祉子どもみらい局

地域医療介護総合確保基金等を活用した医療・介護の提供体制の確保・充実及び連携の推進

【提案の背景・必要性】

- いわゆる“団塊の世代”が全て75歳以上になる2025年に向けて、県では病床機能の確保や人材の確保・養成等を目的に平成28年10月、「神奈川県地域医療構想」を策定しました。本市においても、平成30年3月に「よこはま保健医療プラン2018」、「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、病床機能の確保、デジタル技術の活用による効率的・効果的な医療体制の整備、医療・介護人材確保、特別養護老人ホーム整備等を推進しています。
- こうした中、本市は、他地域と比較して地価や建設費が高いことから、全国一律の診療報酬体系の中で、施設整備が促進されにくい環境にあり、特に回復期・慢性期病床の確保が課題となっています。
- また、県下でも課題となっている集中治療に不可欠な麻酔科医の不足について、本市では、デジタル技術を活用したTele-ICU事業を進めているところですが、今後の広域展開に向け、本事業の安定稼働及び診療報酬上の措置を見据えた効果検証につなげるため、運営費の確保が課題となっています。
- 看護人材については、市内の看護師等養成施設の老朽化が進んでおり、設備の改修・修繕の適正な実施に向けた支援により、今後も県下の医療機関に対して看護職員を安定的に供給していく必要があります。
- 介護人材については、将来的に見込まれる不足に対応するために、①新たな介護人材の確保、②定着支援、③専門性の向上を3つの柱として、様々な施策に取り組んでいます。特に新たな介護人材の確保では、海外からの介護人材受入を促進する他、あらゆる人材層に資格取得と就労の一体的な支援を行う等、事業を拡大していく必要があります。
- さらに、地域密着型特別養護老人ホームについては、広い土地の確保が困難な本市において整備数確保のための重要な手段ですが、建築コストの増加等にとともに、整備促進が難航しており、更なる支援策が必要です。
- つきましては、**超高齢社会の到来に備え、これらの取組を集中的に推進するために、地域における医療及び介護の総合的な確保を目的とした、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の積極的な活用等を要望します。**

【次頁あり】

基金等の活用と県予算の確保による取組

ア 医療施設の整備推進

<p>回復期・慢性期病床を有する病院の再整備への補助対象の拡大</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【要望事項】 機能転換・増床を伴わない再整備へ補助対象事業を拡大</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期・慢性期病床の機能転換・増床については、「回復期病床等転換施設整備費補助事業」の補助対象とされています。 ・しかし、回復期・慢性期病床を十分に確保するためには、既存の回復期・慢性期病床を有する病院の再整備についても適切に行っていくことが重要です。現状は、機能転換・増床を伴わない再整備は当該基金を活用できず、老朽化が進む既存病院においては、地域医療の機能分化・連携や感染症への対応を必ずしも十分に担うことができない状況です。 ・つきましては、回復期・慢性期病床を有する既存病院の再整備のうち、機能転換・増床を伴わない場合でも、地域医療連携の促進や入院患者の療養環境の向上など、医療機能の向上が認められ、地域医療構想の実現に資すると認められるものについて補助対象とすることを要望します。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床等転換施設整備費補助事業 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 40%;">基準額（上限額）</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築・増改築</td> <td>1床あたり 4,540千円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3 / 4</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>1床あたり 3,333千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-left: 20px;">※回復期・慢性期病床の増床・転換を伴う工事整備費が補助対象 (慢性期病床は横浜地域・川崎地域・県央地域のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市において老朽化が進んでいる病院 ※精神を除く <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">旧耐震建築物の病院</td> <td style="text-align: center;">20 病院 (3,483 床)</td> </tr> <tr> <td>内、回復期病床または慢性期病床を有する病院</td> <td style="text-align: center;">14 病院 (1,434 床)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※平成 30 年 1 月時点</p>	区分	基準額（上限額）	補助率	新築・増改築	1床あたり 4,540千円	3 / 4	改修	1床あたり 3,333千円	旧耐震建築物の病院	20 病院 (3,483 床)	内、回復期病床または慢性期病床を有する病院	14 病院 (1,434 床)
区分	基準額（上限額）	補助率											
新築・増改築	1床あたり 4,540千円	3 / 4											
改修	1床あたり 3,333千円												
旧耐震建築物の病院	20 病院 (3,483 床)												
内、回復期病床または慢性期病床を有する病院	14 病院 (1,434 床)												

イ Tele-ICU 体制整備の更なる推進

<p>Tele-ICU 体制整備支援事業</p> <p>【要望事項】 事業立ち上げに係る運営費の補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に麻酔科医が不足する中、市域内においても外科・内科系医師が主治医として重症患者のモニタリングを担当している状況にあります。また、県域内の医療機関では、麻酔科医の不足により、集中治療室に勤務する医師等の長時間労働が課題となっています。 ・横浜市では、医師等の負担軽減や医療の質の向上を図ることを目的に横浜市立大学と連携し、集中治療室に勤務する医師等に集中治療専門医が遠隔から診療支援をする「Tele-ICU 事業」のシステム構築に対する支援を行っています。 ・本事業は国内において先進的取組である一方、国内での構築事例の少なさから、効果検証が進んでおらず、診療報酬収載もなされていません。国による支援があるものの参加医療機関等による運営費の確保が課題です。 ・事業立ち上げ時において安定した運営費が確保され、将来的に県内他地域への拡大することとなれば、地域の集中治療における医療の質の維持・確保に大きく貢献すると考えられます。 ・つきましては、現行の国補助に加え、県内の Tele-ICU 体制の立ち上げに際して事業の運営を支援する県単独の上乗せ補助制度の創設を要望します。 <p>【参考 1】 令和 2 年度における連携体制</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">連携先施設等</td> <td>横浜市立大学附属病院</td> <td>ICU8 床、HCU8 床</td> </tr> <tr> <td>横浜市立大学附属市民総合医療センター</td> <td>GICU8 床、HCU10 床</td> </tr> <tr> <td>横浜市立脳卒中・神経脊椎センター</td> <td>HCU6 床</td> </tr> </table> <p>※令和 3 年度から横浜市立市民病院が連携先として加わる見込みです。</p> <p>【参考 2】 Tele-ICU 体制整備促進事業（国庫補助）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国庫補助基準額</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 支援側医療機関 45,859 千円</td> <td rowspan="2">職員基本給、職員諸手当、通信運搬費、委託費等</td> <td rowspan="2">1/2</td> </tr> <tr> <td>(2) 依頼側医療機関 6,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	連携先施設等	横浜市立大学附属病院	ICU8 床、HCU8 床	横浜市立大学附属市民総合医療センター	GICU8 床、HCU10 床	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	HCU6 床	国庫補助基準額	対象経費	補助率	(1) 支援側医療機関 45,859 千円	職員基本給、職員諸手当、通信運搬費、委託費等	1/2	(2) 依頼側医療機関 6,000 千円
連携先施設等	横浜市立大学附属病院		ICU8 床、HCU8 床												
	横浜市立大学附属市民総合医療センター		GICU8 床、HCU10 床												
	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	HCU6 床													
国庫補助基準額	対象経費	補助率													
(1) 支援側医療機関 45,859 千円	職員基本給、職員諸手当、通信運搬費、委託費等	1/2													
(2) 依頼側医療機関 6,000 千円															

ウ 看護人材の確保

<p>看護師等養成施設支援事業</p> <p>【要望事項】 既存施設へ補助対象事業を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、看護師等養成施設の新規整備にかかる費用については、基金による支援が行われています。一方、既存施設の大規模改修や修繕にかかる費用については、支援が行われていません。 ・そのため、経年劣化による設備の故障などから運営に支障をきたすと、看護職員等の安定した供給が失われることになり、既存施設の継続運営が前提となっている地域医療構想における県内の看護職員等の確保に大きな影響を与える恐れがあります。 ・つきましては、継続した看護人材の養成を推進していくため、県内の医療機関に率先して看護師を輩出している養成施設を対象とした、老朽化施設の設備改修費用等の補助を要望します。 <p>【参考 1】 市内看護師等養成施設卒業生の県内就職状況 県内就職率 90%以上の施設：9 校/17 校（令和 2 年 8 月）</p> <p>【参考 2】 市内看護師等要請施設の老朽化状況 竣工から 20 年以上が経過している施設 6 校/17 校</p> <p>【参考 3】 過去の市内看護師等養成施設の整備補助 横浜市医師会聖灯看護専門学校（建替時） 〈負担額〉市：23 億円、県：3.6 億円、医師会：3 億円</p>
--	--

【次頁あり】

エ 人材の積極的な確保策の推進

<p>介護人材支援事業</p> <p>【要望事項】</p> <p>I 補助対象事業の拡大 II 財源措置及び補助要件の見直し</p>	<p>I 基金活用に向けた補助対象事業の拡大</p> <p>【対象事業の概要】</p> <p>現地で日本語や介護に関する専門知識等に係る学習支援</p> <p>II 基金を活用した外国人留学生向けの支援事業に係る財源措置等</p> <p>① 新たに雇用する介護職員の住居借上げ支援 ② 日本語学校の学費補助等</p> <p>本市は、新たな介護人材の確保につながるよう、外国人留学生を含む新たに雇用する介護職員を対象とした住居費の支援及び外国人留学生の日本語学校の学費補助を行っています。つきましては、本市補助制度への財源措置及び県補助制度の補助要件の見直しを要望します。</p> <p>【参考】市／県比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>横浜市</th> <th>神奈川県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間補助基準額</td> <td>①72万円以内 (1/2) ②70万円以内 (1/2)</td> <td>①36万円以内 (1/3) ②60万円以内 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>補助期間</td> <td>①5年間 ②1年間</td> <td>①2年間 ②1年以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>①新たに介護職員となる人 ②外国人留学生</td> <td>① ②外国人留学生</td> </tr> </tbody> </table>		横浜市	神奈川県	年間補助基準額	①72万円以内 (1/2) ②70万円以内 (1/2)	①36万円以内 (1/3) ②60万円以内 (1/3)	補助期間	①5年間 ②1年間	①2年間 ②1年以内	補助対象	①新たに介護職員となる人 ②外国人留学生	① ②外国人留学生
	横浜市	神奈川県											
年間補助基準額	①72万円以内 (1/2) ②70万円以内 (1/2)	①36万円以内 (1/3) ②60万円以内 (1/3)											
補助期間	①5年間 ②1年間	①2年間 ②1年以内											
補助対象	①新たに介護職員となる人 ②外国人留学生	① ②外国人留学生											

オ 特別養護老人ホームの整備推進

<p>特別養護老人ホームの整備</p> <p><参考>年度別公募数・選定数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(単位：人)</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募数</td> <td>600</td> <td>751</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>うち地域密着型</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>選定数</td> <td>449</td> <td>748</td> <td>未定※</td> </tr> <tr> <td>うち地域密着型</td> <td>29</td> <td>58</td> <td>未定※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2.9末時点。R2年度については公募中。</p> <p>【要望事項】</p> <p>地域密着型特別養護老人ホームの整備推進に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助制度の創設 (補助率 3/4) 国要望の連携・協力 	(単位：人)	H30	R元	R2	公募数	600	751	600	うち地域密着型	87	87	87	選定数	449	748	未定※	うち地域密着型	29	58	未定※	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者等の増加をうけ、本市では、特別養護老人ホームの新規整備を推進しています。しかし、広域型特養の整備には少なくとも 3,500 m²以上の床面積を有する建物が建築可能な土地が必要となり、広い土地の確保が困難な本市において、整備を加速するためには、狭い土地（広域型の3分の1程度）でも建設可能な地域密着型特養の整備促進が必要不可欠です。 ・しかしながら、地域密着型特養は、建築コストの増加などにより、本市においても整備が難航しています。 ・つきましては、東京都のように現行の基金を活用した補助に加えて、県単独の上乗せ補助(補助率 県 3/4、市町村 1/4)の制度創設を要望します。また、基金の単価設定の見直しについて、国に対する要望の連携・協力をお願いします。 <p>【参考】東京都の地域密着型特養に対する整備費補助 基金補助と都単独補助の併用</p> <p>①基金補助 (補助率 10/10) 国の定める上限額(448万円)×定員数</p> <p>②都単独補助 (補助率 都 3/4、区市町村 1/4) 最大 279万円×定員数</p> <p>補助総額 ①+②=最大 727万円×定員数</p>
(単位：人)	H30	R元	R2																		
公募数	600	751	600																		
うち地域密着型	87	87	87																		
選定数	449	748	未定※																		
うち地域密着型	29	58	未定※																		

提案の担当／ 医療局医療政策部医療政策課地域医療整備担当課長
医療局医療政策部医療政策課情報企画担当課長
健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設整備担当課長

川崎 洋和 TEL 045-671-2972
小川 亨 TEL 045-671-2993
佐藤 泰輔 TEL 045-671-2355
松村 健也 TEL 045-671-3620

重要文化財建造物の大規模修繕等に対する県予算の拡充及び連携強化

【提案の背景・必要性】

- ・ 三溪園は、10棟の重要文化財を含む17棟の歴史的価値の高い建造物と、国の名勝指定を受けた広大な日本庭園を有しており、日本の歴史・文化を示す施設として、また、国内外から要人を迎える際の迎賓施設としても活用されています。
- ・ 現在は新型コロナウイルスの影響により、特に外国人旅行者の来園は厳しい状況ですが、県及び本市の観光産業を再生し、経済復興につなげていくためには、従来にも増して県及び本市が連携して取り組んでいく必要があります。重要な観光資源である三溪園の受入環境整備など、更なる魅力向上が必要です。
- ・ 一方で、重要文化財建造物等の老朽化が進行しており、これらの貴重な資産を将来の世代に確実に継承するためには、大規模修繕や耐震対策工事の計画的な遂行が必須です。平成30年度から14年間以上、三期に分けて大規模修繕等を実施しているため、長期間にわたり多額の費用が必要です。これまでも県から一定の支援をいただいておりますが、29年度以降、交付率が減少し、交付率は51%にとどまっています。
- ・ また、重要文化財である横浜市開港記念会館は、神奈川県庁、横浜税関とあわせ、「横浜三塔」と呼ばれ横浜港のシンボルとして親しまれています。本市中区公会堂として市民利用にも供していますが、建物の劣化が進んでいることから、令和3年度から大規模な保存改修工事の着手を予定しています。
- ・ 国においても、平成31年4月に改正文化財保護法等を施行し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るとしています。
- ・ つきましては、**大規模修繕等を確実に遂行するため、三溪園の文化財保存修理および横浜市開港記念会館の保存改修のための予算確保**をお願いします。併せて、**魅力向上について、県と市がより連携し、観光施設としての機能を充実させ、国内外への発信を強化していくことも含め、検討**をお願いします。

【参考】

(1) 重要文化財建造物 保存修理工事概要

主な対象施設	修理方針	工期	事業費
臨春閣、月華殿 旧東慶寺仏殿	屋根葺替・部分修理 解体修理	第一期 H30-R5	約7.8億円
旧燈明寺三重塔 旧矢筥原家住宅	半解体修理 屋根葺替・部分修理	第二期 R6-9	約5.8億円
聴秋閣、旧燈明寺本堂 等	屋根葺替・部分修理	第三期 R10-13	約3.1億円
合 計			約17億円

※「名勝三溪園内重要文化財建造物保存修理工事 事業計画書」(平成29年9月27日)より。
 県、市、(公財)三溪園保勝会の三者で文化庁に提出。その際、文化庁から、「中長期修繕となるため、補助金については国、県、市、所有者の分担をきちんと負担できるように、それぞれが予算措置を講じなければならない。始めたら途中で予算を理由に辞めることはできない。」という意見あり。

※上記事業費には耐震診断費用は含まれるが、耐震対策工事費が別途必要。

(2) 庭園建造物保存修理支援事業 過年度交付決定額

[単位：千円]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事業費	16,828	18,365	19,516	68,634	102,745	309,300	234,667
国補助金	8,414	9,182	9,758	34,317	51,372	154,650	117,338
県補助金 (a)	2,804	3,060	3,252	7,549	5,146	13,185	20,067
市補助金	5,610	4,236	6,506	22,878	34,843	89,868	39,112
三溪園保勝会	0	1,887	0	3,890	11,384	51,597	58,160
事業費×1/6の額 (県補助申請額) (b)	2,805	3,061	3,253	11,439	17,124	51,550	39,113
県交付率(a/b)×100	100%	100%	100%	66%	30%	26%	51%

※<国補助金> 補助率：国庫補助対象経費の1/2

<県補助金> 補助率：国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の1/3以内

県補助金名称：指定文化財保存修理等補助金

(3) 横浜市開港記念会館保存改修事業

・概算工事費：約8億円

<国補助金> 補助率：国庫補助対象経費の1/2

<県補助金> 補助率：国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の1/3以内

県補助金名称：指定文化財保存修理等補助金

・スケジュール：元年度 調査、2年度 実施設計、3～5年度 改修工事

提案の担当／文化観光局観光MICE振興部観光振興課長
 市民局区政支援部地域施設課長

永井 由香 TEL 045-671-3940
 下村 晶 TEL 045-671-3538